

第 27 回及び第 28 回著作権分科会における意見の概要

【第 27 回著作権分科会（平成 21 年 1 月 26 日）】

（今後の文化審議会著作権分科会について）

- 結論の出なかった問題について、そもそも論に戻る、別の枠組でやるとしたら、文化論のようなものを議論すべき。小委員会でいろいろ議論するのはいいが、その小委員会の議論の中に、場外で行われている議論を持ち込んで、それを分科会の方に上げてくるというのは、何か普通とは違う形式に感じた。親会としての分科会は、きちんとした見識を持って議論をしたいので、重要視していただきたい。
- 全てに関して法改正を基に話が始まって、全体像を考えて、最後法改正に戻るというふうな、法律をどう変えていくかということを中心に、審議会や各小委員会での検討がなされているような感じがした。審議会でもそもそも論、全体像を見るところから、その一部分として法改正がある。制度も考えられる。そのあたりの検討をこの審議会で行い、さらに専門的な部分を小委員会に委ねる。そういう議論の在り方自体を、もう少し考える時期に来ているのではないかという気がした。

（私的使用目的の複製について）

- 昨今のインターネット上での違法な著作物の流通による被害はかなり深刻化しており、このことはデジタル化されたコンテンツ全体に関わる重大な問題になるのではないかと考えている。音楽や映画などの録音録画物はもちろん、プログラムの著作物についても被害はかなり大きい。特に、携帯用のゲーム用ソフトについて、海賊版のソフトを無料でダウンロードして遊ぶことが悪いことではなく、通常であるかのような状態になることについて非常に危惧を抱いている。プログラムの著作物についても、録音録画と同様の法的手当が必要ということは周知の認識である。
- 学生など若い人たちの間では、あるゲーム機のソフトを吸い出す機械が密かに売られている。この吸い出し機械自体は合法的なのかもしれないが、これを買えば全てのゲームができてしまうというような状態になりつつある。これは著作権法を根底から覆すものと考えられることから、実態を調査して、早急に対策を立てる必要がある。
- 著作権法上の通信とそれに伴う個人レベルの受信後の複製を含めて、これを明確にすることはサポートビジネスを抑止するということにもなると思う。その効果は極めて大きいし、現にそういうサポートビジネスが生まれてきている。引き続き検討が必要というところで整理させていただくのが適当であると考えます。

（私的録音録画補償金について）

- 長い議論が決して無駄だったとは思わないが、議論すればするほど膠着状態になっていく理由を考えると、文化庁の腰が引けているのではないかということをおぼろげに思えない。今日本が文化立国を標榜しようとしているところで、国に立ち位置を鑑み、わきまえた上で、文化庁としての理念や意志を持ってこの問題に取り組んでいただきたい。文化行政の在り方に対する長期的な見通しを踏まえた上で足下の混乱を收拾してほしい。

- 報告書の中では、保護技術が絶対のような書き方をされているが、新しい保護技術ができればすぐに破られてしまい、また新しいものができればすぐに破られてしまう状況が続いている。保護技術があるから個別の課金が可能であるというようなことは不可能と思われるので、保護技術に対して懸念を持ちながら物事を考えていただきたい。
- 今まで権利者、メーカー、消費者という関係者による話し合いの場として小委員会で議論を進めてきたが、名称を懇談会に変えただけで、出席者はこれまでどおりということでは、話し合いが前進するのか疑問が残る。
- 長い議論の末に結論が出なかったということは、この制度が何か矛盾というか、国民に説明し切れない欠陥をはらんでいるからこそ出なかったのだと思う。省庁の縦割りの中でやっても結論は出にくいので、もっと大きな枠組みでやるべきだと考える。地上波の放送に関しては複製制御をせず、別の方法で問題を整理するべきではないかと考える。

(権利者不明の場合の円滑化方策等について)

- 権利者不明の場合の著作隣接権に関する裁定制度を、積極的に進めていただきたい。国際的約束や条約との関係が書かれているが、日本が権利者不明の場合の裁定制度を設けたとしても、外国政府や外国の著作権団体が苦情を言うことは考えられない。
- 裁定制度の簡略化をすれば、保護期間を延長することにデメリットは大半が軽減される。一刻も早く利用促進の制度を確立してもらえれば問題は解決する。慎重な議論が必要という考え方も理解できるが、毎年保護が切れていくこともあり、早急に議論を進めるべき。

(保護期間延長)

- 著作権保護期間の延長については、この2年間、ヒアリングを重ねてきたが、利用者から50年を70年に延ばすと大変不便であるという声がたくさん聞こえてきた。ただ、この問題は経済的な問題ではなくて、50年を70年にしたところで、エンドユーザーに負担を強いるということはほとんどないと考えられる。何が問題かというところ、例えば地方の文学館が古い同人誌のようなものをアーカイブするとき手続きが大変であること。トランザクションコストがかかるというような苦情が大半であった。

(その他)

- グーグルでは書籍検索という機能があり、グーグルのサーバーに入っている書籍の内容を検索すると、中身がどんどん先まで読めてしまう。これは権利の侵害なので、著者の許諾を得る必要があるが、そういう認識のない出版社の営業部が著者に無断で読めるようにしてある事例があり、こういうことが慣例になってしまうと、これが法律に優先してしまうことになるのではないかと危惧している。

- アメリカのグーグルでは幾つかの大学図書館と連携して、図書館の書籍も検索できるようになっている。大学の先生が出版した研究書というのは、転載、引用してもらった方が自分の業績になるというような判断が研究者にあり、格別な問題も起こらないと思っていたら、アメリカで訴訟が起こった。日本の場合にそれがどうなるのか、検索エンジンというのは、そこまでの全体を検索エンジンというのかどうかということを慎重に議論していただきたい。
- デジタルコンテンツ流通促進法制に関して産業界では、古い土俵と新しい土俵、複線型の著作権法制の導入の提言を公表している。参考にしてほしい。
- 日本版フェアユース規定の導入については賛成しており、重要な問題であるので議論を積極的に続けるべき。
- アメリカが長い年月をかけて判例の積み重ねがされてきフェアユースを、いきなり日本に導入することはフェアにはならない。フェアユースという言葉が一人歩きすることのないよう配慮するべき。
- インターネットオークションについての権利制限については、ヨーロッパのほとんどの国で追及権があり、追及権があるからこそ許されているものである。日本ではまだ追及権はできていないので、そういうバランスも認識した上で審議していただきたい。

【第28回著作権分科会（平成21年3月25日）】

（権利制限の一般規定について）

- 権利を制限しなければ不都合が生じるとされている具体的な事例について、権利保護と利用のバランスを十分に吟味しないままに、拙速に検討が進められることを非常に懸念している。公正な利用と言っても、そこで想定される利用形態は様々である。日本版フェアユース規定の検討は、著作権法の根幹に関わる内容なので、法制問題小委員会だけでなく基本問題小委員会でも検討し、多面的な議論をお願いしたい。
- アメリカのグーグルが、幾つかの図書館の蔵書をデジタル画像にしてデータベースを作るということをしたが、これは日本の著作権法で言えば明らかに複製権の侵害である。これに対してアメリカの作家が裁判を起こして、和解が出たが、グーグルから謝罪の言葉はなかった。これは、アメリカの法律にフェアユースという概念があって、和解が成立して補償金を支払うという結果になっても、自分たちがフェアであるというふうに考えているからである。フェアユースを導入すると、様々な分野でこのような実害が生じる可能性があるので、慎重に議論していただきたい。
- フェアユースの導入の議論に関しては、納得できない者を残したまま議論が進んでいくのはどうかと思う。土台づくりの議論をしっかりとした上で先に進むべき。
- 日本が置かれている状況がまず、インターネットを利用した事案がアメリカから劣後した事業環境にあるのだという前提に立って、著作権法を改正しなければならないとい

う発想は、基本的に間違いだと思う。こういう前提でフェアユースが必要だという印象を与えるような表現はすべきでない。

(権利者不明の場合の円滑化方策等について)

- 裁定制度で利用できるようにするという事だけでは利用は難しいと思う。裁定手続きに要する費用がかなり高いと、円滑な利用はできない。費用をできるだけ軽減し、手続きも簡素化するという具体的な手続きが必要になってくると思う。具体的な局面でどういうシステムを作っていくのかということ、利用状況を詳細に検討した上で、その利用が促進できるようなシステムを作っていただきたい。

(その他)

- 保守的な権利者が持論に固執して、進歩的な考えを持つ人たちの足を引っ張っているように言われるきらいがあるが、そういうことではないと思う。著作権法に書かれている文化の発展を念頭に議論をしているわけで、もう一回原点に戻り、基本問題小委員会では21世紀的の文化的な問題と著作物の流通をどう絡めていくかといった話ができればいいと思う。
- オークション会社がやっているオークションカタログも権利制限の対象になるということだが、これはオークション会社が販売しているものなので、権利制限の対象になるというのはいかがなものかと思う。慎重に審議していただきたい。